品	外用薬名	規格単位
（あ）		
アスゾール膣錠250		250mg1錠
アスモロールパップ		10g
（い）		
㊨ イソフルラン「AW」		1mL
（え）		
㊨ 液化亜酸化窒素（エア・ウォーター）		1g
（お）		
㊨※オリブ油（東洋製化）		10mL
オールカットER液（0.5%）		0.5%10mL
（か）		
外用薬稀ヨーチン		10mL
※ カンフルチンキ（日医工ファーマ）		10mL
（き）		
㊨ 希ヨードチンキ．YI		10mL
（け）		
ケトチフェン点鼻液0.05%「タイヨー」		6.048mg8mL1瓶
（こ）		
コンドロンデキサ点眼・点耳・点鼻液0.1%		0.1%1mL
コンドロン点眼液1%		1%5mL1瓶
コンドロン点眼液3%		3%5mL1瓶
（さ）		
サラノックス10%消毒液		10%10mL
（し）		
㊨※糊水軟膏（山田）		10g
（た）		
タココンプ組織接着用シート		3.0cm×2.5cm1枚
タココンプ組織接着用シート		4.8cm×4.8cm1枚
タココンプ組織接着用シート		9.5cm×4.8cm1枚
（ふ）		
㊨ フェノール・亜鉛華リニメント．YI		10g
プロピオン酸フルチカゾン点鼻液50μg「タイヨー」28噴霧用		2.04mg4mL1瓶
（ほ）		
ボルマゲン坐剤25mg		25mg1個
ボルマゲン坐剤50mg		50mg1個
ボンゴール消毒液10%		10%10mL
（め）		
メルカトア点眼液1%		1%1mL
メルカトア点眼液2%		2%1mL
（る）		
ルボック点眼液0.1%		0.1%1mL
（ろ）		
ローテル		10g
ローテルリーフパップ		10g

品	歯科用薬剤名	規格単位
注		1.8mL1管
デンタカインカートリッジ		

別表第3の次に次の二表を加える。

別表第4

品	第1部　注射薬名	規格単位
（そ）		
ゾメタ点滴静注用4mg		4mg5mL1瓶

別表第5

品	第1部　歯科用薬剤外用薬名	規格単位
［根管治療剤］		
ヒポクロリットソリューション10%「日薬」		
［根管充填剤］		
クリアソン		
［齲蝕抑制剤］		
フロアーゲル		

○厚生労働省・農林水産省告示第1号

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（平成二十四年法律第八十二号）第八条第一項の規定に基づき、カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針を次のように策定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十四年十一月三十日

厚生労働大臣　三井　辨雄
農林水産大臣　郡司　彰

カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（平成二十四年法律第八十二号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する疾患をいう。以下同じ。）については、根治的な治療方法が見つかっていない。

カネミ油症患者（法第二条第三項に規定する者をいう。以下同じ。）のカネミ油症事件（同条第二項に規定する事件をいう。以下同じ。）に係る被害の回復については、原因事業者（同条第四項に規定する者をいう。以下同じ。）であるカネミ倉庫株式会社が、過去の訴訟上の和解等に基づく一時金（以下「一時金」という。）及び医療費（通院のための交通費を含む。以下同じ。）の支払を行っている。また、国は、カネミ油症に関する調査及び研究を推進するため、油症治療研究班（カネミ油症に関する研究、検診、相談等に係る事業を行う研究班をいう。以下同じ。）に対し、研究、検診、相談等に係る事業の実施に要する費用の一部を助成するとともに、「カネミ油症事件に関する措置について」（昭和六十年二月二十二日三大臣（法務大臣、厚生大臣及び農林水産大臣）の確認事項）に基づき、カネミ倉庫株式会社に対し、カネミ油症患者に対する医療費の支払の一助とするため、政府所有米穀の保管の委託を行ってきた。

しかしながら、カネミ油症の症状、治療方法等の研究のため、カネミ油症患者の健康状態等の実態を継続して把握する必要があることや、カネミ油症患者の高齢化に伴う生活面での不安及びカネミ倉庫株式会社による医療費の安定的な支払に対する懸念が指摘されていることなど、今後とも、カネミ油症患者に関する施策のより一層の推進を図る必要があり、そのためには、国、関係地方公共団体、カネミ倉庫株式会社等の関係者が連携して総合的な支援を推進することが必要である。